

1 令和5年10回稲城市農業委員会総会を招集する。

2 日 時 令和5年10月11日(水)
開 議 午後3時00分
閉 議 午後4時05分

3 会 場 稲城市役所4階 議会会議室

4 出席委員

1 番 松本 一宏	2 番 金井 司	3 番 笹久保 栄人
4 番 笹久保 橋寿	5 番 高橋 一郎	6 番 川村 あや
7 番 松本 信之	8 番 佐脇 博吏	9 番 大久保 一弘
10 番 小宮 尚幸	11 番 上原 徳和	12 番 石井 篤司

5 欠席委員

6 事務局

局 長 関 口 美 鈴
係 長 佐 藤 江美子
書 記 原 島 啓 太

7 議 題

- (1) 会議録署名委員の選出
- (2) 第24号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 第25号議案 生産緑地法第10条の規定に基づく主たる従事者証明について
- (4) 第26号議案 相続税納税猶予に関する適格者証明について
- (5) 第27号議案 令和6年度 農業施策要望について
- (6) 第31号報告 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- (7) 第32号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- (8) 第33号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- (9) 第34号報告 相続税納税猶予の適用に関する証明書の発行について

議 長 本日は、全員出席です。従いまして農業委員会会議規則第6条の規定により本会議は成立いたします。なお、会期については本日1日とします。ただいまより、令和5年第10回稲城市農業委員会総会を開会します。それでは日程1、会議録署名委員の選出について議題といたします。これにつきましては議長より指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 それでは、6番 川村 あや君、9番 大久保 一弘君を指名いたします。次に日程2、第24号議案 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。事務局説明願います。

事 務 局 (議案書をもとに説明する。)

なお、受付番号2号については区画整理地のため、事務局にて令和5年9月22日に現地調査を実施しております。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑・意見のある方の発言をお受けいたします。

議 長 質疑がありませんので、採決いたします。第24号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、承認される方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員です。したがって第24号議案については承認されました。次に日程3、第25号議案 生産緑地法第10条の規定に基づく主たる従事者証明について議題といたします。事務局説明願います。

事務局

(議案書をもとに説明する。)

なお、受付番号 213 号については令和 5 年 9 月 20 日に地元委員の笹久保 栄人委員と現地調査を実施しております。

議長 それでは受付番号 213 号について 3 番 笹久保委員より説明願います。

笹久保委員 3 番委員の笹久保です。受付番号 213 号については令和 5 年 9 月 20 日に事務局と現地確認を行った結果、主たる従事者証明を出して問題のない土地であることを確認しております。

議長 事務局ならびに地元委員の説明が終わりました。質疑・意見のある方の発言をお受けいたします。

議長 質疑がありませんので、採決いたします。第 25 号議案 生産緑地法第 10 条の規定に基づく主たる従事者証明について、承認される方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。したがって第 25 号議案については承認されました。次に日程 4、第 26 号議案相続税納税猶予に関する適格者証明について議題といたします。事務局説明願います。

事務局

(議案書をもとに説明する。)

なお、受付番号 368 号については令和 5 年 9 月 25 日に地元委員の笹久保 橋寿委員と現地調査を実施しております。

議 長 それでは受付番号 368 号について 4 番 笹久保委員より説明願います。

笹久保委員 4 番委員の笹久保です。受付番号 368 号については、令和 5 年 9 月 25 日に事務局と現地確認を行った結果、適格者証明を出して問題のない土地であることを確認しております。

議 長 事務局ならびに地元委員の説明が終わりました。質疑・意見のある方の発言をお受けいたします。

会 長 この方は他に農地は持っている？

笹久保委員 ここだけだと思います。

議 長 他に質疑がありませんので、採決いたします。第 26 号議案相続税納税猶予に関する適格者証明について、承認される方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員です。したがって第 26 号議案については承認されました。次に日程 5、第 27 号議案 令和 6 年度 農業施策要望について議題といたします。事務局説明願います。

事務局 (議案書をもとに説明する。)

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑・意見のある方の発言をお受けいたします。

議長 特に質疑がないようであれば、この文面で提出させていただこうかと思
います。それでは

採決いたします。第 27 号議案 令和 6 年度 農業施策要望について、承認される方
の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。したがって第 27 号議案については承認されました。
次に日程 6、第 31 号報告 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約
通知について議題といたします。事務局報告願います。

事務局 (議案書をもとに朗読する。)

議長 事務局の報告が終わりました。会長専決規程第 2 条に基づき届出を専
決したので、ご承認をお願いします。報告事項でございますが、質疑の
ある方の発言をお受けします。

議長 質疑がありませんので、打ち切ります。次に日程 7、第 32 号報告 農
地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について議題といたします。
事務局報告願います。

事務局 (議案書をもとに朗読する。)

議長 事務局の報告が終わりました。会長専決規程第 2 条に基づき届出を専
決したので、ご承認をお願いします。報告事項でございますが、質疑の
ある方の発言をお受けします。

議 長 質疑がありませんので、打ち切ります。次に日程 8、第 33 号報告 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について議題といたします。事務局報告願います。

事 務 局 (議案書をもとに朗読する。)

議 長 事務局の報告が終わりました。会長専決規程第 2 条に基づき届出を専決したので、ご承認をお願いします。報告事項でございますが、質疑のある方の発言をお受けします。

議 長 質疑がありませんので、打ち切ります。次に日程 9、第 34 号報告 相続税納税猶予の適用に関する証明書の発行について議題といたします。事務局報告願います。

事 務 局 (議案書をもとに朗読する。)

議 長 事務局の報告が終わりました。会長専決規程第 2 条に基づき届出を専決したので、ご承認をお願いします。報告事項でございますが、質疑のある方の発言をお受けします。

議 長 質疑がありませんので、打ち切ります。以上で、本日の全日程が終了しましたので、令和 5 年第 10 回稲城市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後 4 時 05 分閉会)